

## 目前に迫る人手不足時代

～専業主婦の労働力化が急務も夫婦控除では力不足～

経済調査部 柵山 順子

### (要旨)

- 2012年12月の安倍政権発足後、雇用者数はおよそ150万人増加し、失業率は0.9%ポイント低下した。消費税率引き上げ後も、雇用改善基調は続いており、労働市場は逼迫しつつある。
- 今後の労働力供給について、年齢階級、性差別に検討すると、団塊世代の押し上げ効果一服により男性の労働力供給は頭打ちとなりそうだ。一方、女性については、特に有配偶女性で労働力率上昇余地が残されている。有配偶女性の労働参加が今後も続くとすれば、2016年末までに50万人程度の労働力拡大が可能となり、マクロでみれば人手不足は避けられそうだ。しかし、女性の労働力率上昇にも歯止めがかかった場合には、人口減少を背景に、今後2年間で100万人程度の労働力減少となる。
- 男性労働力の増加余地が枯渇しつつある中、女性の労働力化が急務である。税・社会保障制度や家族手当、勤務条件などの再整備が必要だ。現在、夫婦控除の導入が検討されているが、その効果は限定的だ。社会保険制度や家族手当の方が就労を阻害しており、その対応が急務である。あわせて、給付付き税額控除などにより、労働参加インセンティブを与える制度設計が求められる。

### 1. 目前に迫る人手不足

昨年末の選挙を経て、安倍政権が再スタートした。安倍政権の看板でもあるアベノミクスの成功には、企業と家計を結ぶ雇用の改善が欠かせない。2012年12月の安倍政権発足後の雇用をみると、増加基調が続いており、特に2014年は消費増税後に景気もたつく中でも、雇用者数は増加基調を維持した。そのため、足元では労働市場に逼迫感が生じつつある。12月日銀短観でも人手不足感は非常に強く、昨年10月には三大都市圏のアルバイトの賃金は06年以来の最高額になった。労働市場が逼迫する中、今後も雇用者数は増加基調を持続することが出来るのか。本レポートでは、当面の労働供給余力を確認していく。

### 2. 逼迫感高まる労働市場

昨年4月の消費税率引き上げ以降、景気は消費の低迷を背景にGDPが2四半期連続マイナスとなるなど停滞してきた。そうした中でも、人口減少、高齢化を背景に、企業の人

手不足感や採用意欲が弱まることはなく、雇用者数の増加基調が途切れるには至らなかった。一方で、失業率については、低下ペースに歯止めがかかっている。失業者数も横ばいでの推移となっており、足元の雇用者数増加は、失業者の就業ではなく、雇用環境の改善などを背景にこれまで非労働力化していた人々が労働市場に参入したことにより賄われている。労働力調査で、前月就業していなかったもの（失業または非労働力状態）で今月就業したものの状況をみると、前月失業・今月就業の割合が低下し、前月非労働力・今月就業の割合が上昇している（資料1）。失業者に占める2年以上失業者の割合が高まっており、失業者のうちで容易に就業できるものの多くがすでに就職してしまっているとみられる。そうした中、労働需給の逼迫を背景に賃金の上昇やワークライフバランス制度の推進など雇用条件が改善したことを受けて、新たに労働市場に参入する人が増加し、これが雇用に結びついているようだ。こうした非労働

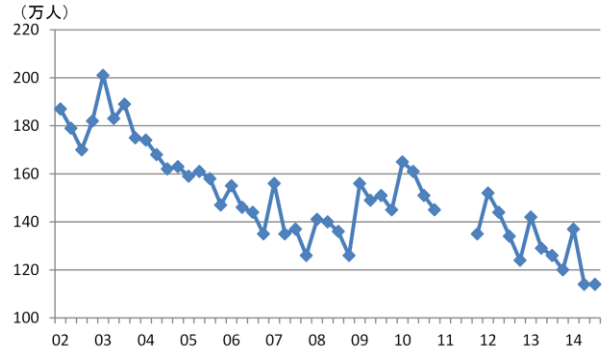
(資料1) 今月新規に就業者のうち、前月が非労働力だった割合 (資料2) 就業希望がありすぐ就業できる非労働力人口 (65歳未満、万人)  
(%、12ヶ月後方移動平均)



(出所) 総務省「労働力調査」

(注) 今月新規に就業したものの前月の状況は失業か非労働力

資料1、2ともに東日本大震災後のデータが一部欠落しているため、グラフが断絶している。



(出所) 総務省「労働力調査」

働状態にある者の労働市場への参入が続いた結果、足元の非労働力人口をみると、就業希望がありすぐに職につける非労働力人口は過去最低水準にまで低下するなど、労働市場の逼迫具合は高まっている(資料2)。

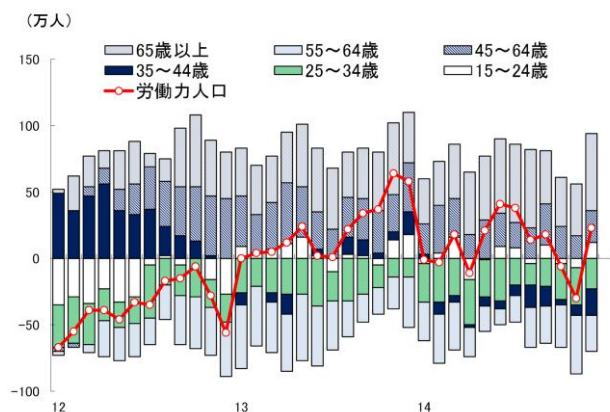
### 3. 限界近づく男性労働力

このところの労働力人口の増加を年齢階級別にみると、65歳以上のシニア層の増加が目立つ(資料3)。2012年以降、人口の多い団塊世代が65歳に到達しはじめた。団塊世代はそのボリュームの大きさから労働市場へ与える影響が大きい。2007年に団塊世代が60歳に達したときには、「2007年問題」として、団塊世代の一斉定年、非労働力化による労働力不足への懸念や、大量の退職金による消費押

し上げ効果への期待が高まった。実際には、団塊世代は60歳以降も働き続ける人が多く、2007年以降60~64歳の労働力率が大幅に上昇した(資料4上)。2012年になると、それ以前の世代よりも就労継続率が高い状態で団塊世代が65歳を迎えたため、65歳以上の労働力率が大幅に上昇(資料4下)、人口の多さもあいまって、65歳以上の労働力人口が増加し、全体の労働力増加を牽引した。

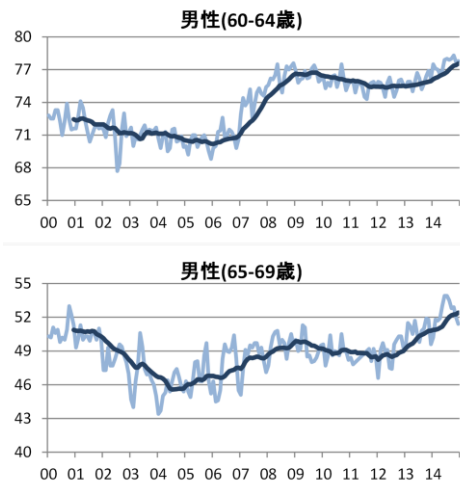
しかし、すでに男性シニア層については上昇余地に乏しい。60~64歳の労働力率上昇は団塊世代が流入した2007年から2009年にかけては上昇したものの、その後は上昇に歯止めがかかり横ばいでの推移だ。水準としても8割近くにまで達しており、上昇余地は限定的といえよう。また、こうした60~64歳の推

(資料3) 年齢階級別労働力人口(前年差)



(出所) 総務省「労働力調査」

(資料4) 男性団塊世代前後の労働力率



(出所) 総務省「労働力調査」 (注) 太線は12ヶ月移動平均

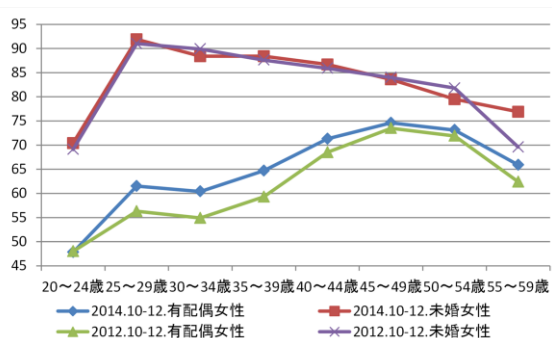
移から鑑みれば、65歳以上の労働力率についても、団塊世代の流入が一服する2015年入り後は上昇に歯止めがかかる可能性が高そうだ。人口減少を背景に、シニア世代の労働力率が上昇しても、男性労働力人口は減少が食い止められるに過ぎない。今後、シニア世代の労働参加率上昇が緩やかになれば、男性労働力人口は再び減少基調を辿ると予想される。

#### 4. 残されたターゲットは専業主婦

そもそも、日本では、60歳未満の男性および未婚女性については、元来労働力率が高く、上昇余地に乏しい。結果、今後、労働需要が拡大した場合、それを担えるのは、失業者もしくは、シニア世代と非労働力化している有配偶女性にほぼ限定される。すでに失業者数が低水準にあり、男性シニア世代の上昇余地も低減する中、先行きの雇用拡大余地を考えることは、有配偶女性の労働力率上昇余地を考えることに等しい。

足元まで、女性の労働力率は上昇基調が続いている。中でも、有配偶女性の労働力率が上昇しており、雇用所得環境の改善を背景に、専業主婦であった有配偶女性が労働市場に参入しているようだ(資料5)。こうした有配偶女性については、20~40代の有配偶女性の労働力率は未婚者のそれを10~30ポイントも下回っており、家庭との両立支援や賃金など労働条件が改善されれば、労働力人口の増加余地はかなり残されている。パート、アルバイトの時給の上昇は続いていることを考える

(資料5) 年齢階級配偶関係別労働力率



(出所) 総務省「労働力調査」

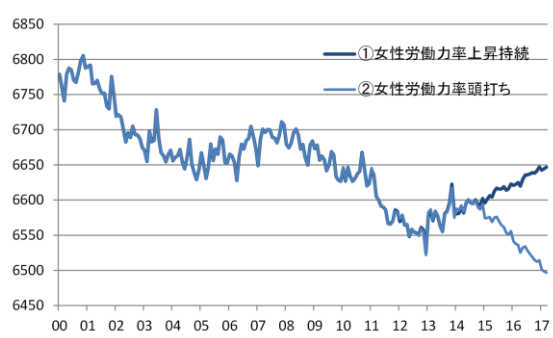
と、まだ労働市場への再流入が期待できる。65歳以上についても、労働力率は15%弱と男性の半分以下の水準であり、上昇余地は十分に残されていると予想される。

以上を踏まえ、労働力人口の増加余地はどの程度残されているのか考えてみたい。今後、女性の労働力率は足元程度の上昇が続く一方で、男性については各年齢層の労働力率を足元から一定として試算してみた。すると、労働力人口は2016年末で6,650万人と今後40~50万人程度増加余地があることになる(資料6①)。一方で、女性の労働力率も上昇に歯止めがかかる前提では、労働力は今後2年間で100万人程度の減少となる(資料6②)。つまり、人手不足危機はマクロで見ても目前に迫っており、女性の労働力率を上昇させるような働きかけが急務である。

#### 5. 力不足の夫婦控除

こうした問題意識は、安倍政権も持っており、就任当初から女性が輝く社会を目指すとして、保育施設の整備や女性管理職率目標の導入などが進められている。103万円の壁、130万円の壁といわれる税・社会保障制度のあり方についても問題意識を表明してきた。その中で、選挙後に本格的な検討が始まった制度が“夫婦控除”だ。報道によると、政府は、いわゆる103万円の壁として問題視されてきた配偶者控除を廃止し、新たに夫婦控除を導入することを検討し始めたようだ。

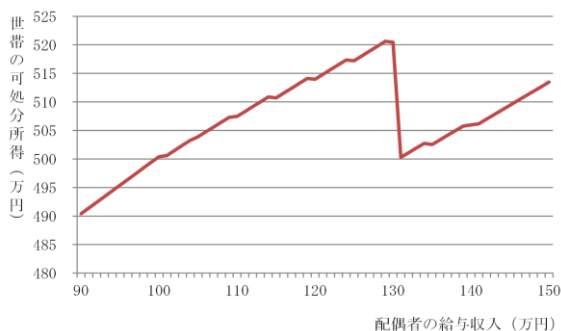
(資料6) 労働力人口の予測(万人)



(出所) 総務省「労働力調査」などより筆者試算

(注) ①は女性労働力率の上昇が続くことを想定  
②は女性労働力率が横ばいとなることを想定

(資料7) 世帯可処分所得の推移



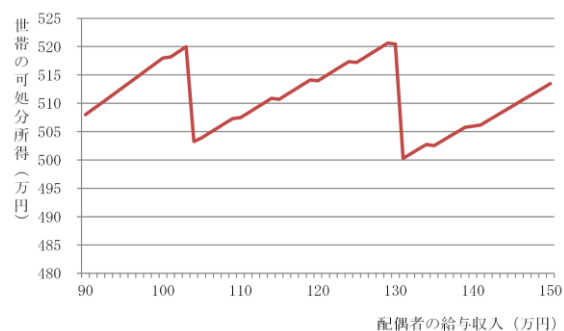
(出所) 各種資料より筆者試算

(注) 世帯主は500万円の給与収入があり、子はいないものとした。

従来の配偶者控除は年収が103万円未満の配偶者をもつ者にのみ与えられる所得控除であった。この所得控除を維持するために、年収を103万円未満に調整するパート社員が多数いるとされ、就労に中立的ではないと問題視されてきた。現在確認できる報道資料によると、あたらしい夫婦控除では、配偶者の年収に関わらず、夫婦には二人分の所得控除を与えるようにすることで103万円未満に就労を制限するインセンティブをなくすことを狙っている。その額など詳細については決まっていないが、場合によっては103万円未満の就労を行っている配偶者をもつ世帯では、同制度への移行により控除が減る(=増税となる)可能性もあるようだ。

しかし、この制度変更が女性の就労に与える効果は限定的なものにとどまると考える。そもそも、夫の合計課税所得が1000万円以下であれば、配偶者控除による世帯所得の断絶はない。年収102万円までは1万円働けば1万円所得が増えていたのが、103万円になると1万円働いて増える所得が9,500円と500円減るものの、所得は増える。そのため、世帯所得の推移をみても、壁が最初に生じるのは社会保険の扶養がはずれる130万円であり、103万円には壁はない(資料7)。それでも103万円未満に収入を抑えるパートが多いのは、それが家族手当の支給条件となっているからだ(資料8)。政府税調の資料によると、民間企業の76.8%に家族手当があり、その内54.9%の企業で配偶者の収入が103万円未満であることを支給要件としているようだ。家族手当の給付額は、例えば配偶者と子二人の場合で月額26,013円にも及んでおり、この

(資料8) 世帯可処分所得の推移 (家族手当があった場合)



(出所) 各種資料より筆者試算

(注) 配偶者の年収が103万円未満であることを条件に月2万円の家族手当が支給されることを想定した。

家族手当支給が打ち切られることを避けるために、就労を制限しているのである。つまり、家族手当の支給要件が見直されない限り、配偶者控除だけを見直しても女性の就労促進には繋がらない。

就労に中立的な税・社会保障制度の再構築においては、現在の制度で生じる断絶をなくすことが重要だ。所得が一定額を超えると突然負担義務が生じる社会保障制度や、突如打ち切られる家族手当はその際たるものであり、至急対応すべきだ。また、配偶者控除についても検討の余地はある。配偶者控除は断絶こそ生じないものの、一定以下しか働かなければ所得控除が与えられるというもので、決して就労促進的な税制ではない。むしろ、控除は就労を条件に与えることを考えるべきだ。専業主婦にとっての労働市場参入は、就職活動の手間に加え、これまでの家事リズムの変更や子どもの預け先の確保などの手間もあり、そのハードルは高い。しかし、一旦短時間でも働き始めれば、その労働時間を延ばしていくことの追加的な手間は参入時に比べると小さい。そのため、就労を条件に控除や給付金を与えるなどの、労働市場への参入インセンティブを与えることが効果的だ。最近トーンダウンしてしまった感があるが、就労を条件とした給付つき税額控除はその有力候補だ。労働市場の入り口のハードルを下げ参加を促し、所得が増加するにつれ徐々に支援が減るような税・社会保障制度の構築が労働力確保の観点からは求められる。

さくやま じゅんこ (主任エコノミスト)